平成29年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題I】

商標登録の異議申立制度と無効審判制度の異なる点について、説明せよ。 ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【35点】

【問題Ⅱ】

甲は、平成25年7月1日に「Wine」を指定商品とする商標「YAMANASHI」をX国において商標登録出願し、X国における当該商標登録出願に基づきパリ条約による優先権を主張して、「X国産ぶどう酒」を指定商品とする商標「YAMANASHI」につき、我が国において平成25年12月1日に商標登録出願Aを行った。一方、特許庁長官は、平成25年7月25日に、山梨県を産地とする「ぶどう酒」について、商標法第4条第1項第17号の規定により「山梨」を産地として指定した。

その後、**甲**は、商標「G r a p e 」(商標法第 5 条第 3 項に規定される「標準文字」による表示態様のもの)につき、第 31 類「ぶどう」、第 32 類「グレープジュース」及び第 33 類「いちご酒」を指定商品とする商標登録出願**B**を行ったが、審査官から拒絶理由通知を受けた。

結局、甲は商標登録を受けることなく、商標「Grape」を商標登録出願Bの商標と同じ表示態様で商品「ぶどう」に使用していた。甲の商品販売状況は小規模であったが、甲による当該使用は、乙が所有する商品「果実」を指定商品とする商標「Glape」に係る商標権を侵害するものであるとして、乙から商標権侵害訴訟が提起された。

以上の事実を踏まえ、以下の設問に答えよ。

ただし、商標「Grape」と商標「Glape」は類似するものとする。

- (1) 商標法第4条第1項第17号の規定を設けた趣旨を説明すると共に、同号の規定が**甲** の商標登録出願**A**に対する拒絶理由になり得るか否か説明せよ。なお、優先権主張は有 効なものとする。
- (2) **甲**の商標登録出願**B**に対する拒絶理由は、指定商品毎に一つずつ異なる内容のものであったとして、各拒絶理由の内容をそれぞれ説明せよ。
- (3) 甲は上記商標権侵害訴訟において、どのような抗弁をすべきか説明せよ。

(次頁へ続く)

(4) 上記商標権侵害訴訟において、甲は**乙**が有する上記商標登録が商標法第8条第1項に 係る無効理由を有していることを発見したが、すでにその商標権の設定の登録の日から 5年を経過していた。この場合における甲の抗弁の可否につき論ぜよ。

なお、抗弁の可否を論ずるにあたり、問題の所在を述べた上で、抗弁を可とする場合 と抗弁を否定する場合のそれぞれの理由に言及せよ。

【65点】